

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について
- V. 物品費について
- VI. 人件費・謝金について
- VII. 旅費について
- VIII. その他経費について
- IX. 間接経費について
- X. 再委託費・共同実施費について
- X I. 検査
- X II. 委託費の支払

X III. 研究開発資産・知的財産権について

- 1. 研究開発資産の取り扱い P. 162
- 2. 資産管理の注意点 P. 162
- 3. 知的財産権について P. 163

X IV. 成果報告と研究成果の発信

1. 研究開発資産の取り扱い

委託業務（共同研究業務を含む）を実施するために購入し、又は製造した取得財産（機械装置、車両運搬具、工具等）を研究開発資産（あるいは単に資産）といい、その所有権は、大学・国立研究開発法人等との委託契約においては契約約款に基づき、検収又は竣工検査をした時をもって大学・国立研究開発法人等に帰属することとしています。

本章で記載する内容は、所有権が大学・国立研究開発法人等に帰属する資産の取り扱いであり、NEDO に帰属するもの（※）の取り扱いとは異なります。（なお、地方独立行政法人についても、特別約款において取得財産（研究開発資産）の所有権を地方独立行政法人に帰属することとしているため、研究開発資産の取扱いは大学・国立研究開発法人等に準じます。）

※ 所有権が NEDO に帰属するものの例

- ・ NEDO 委託業務で企業等が取得した資産（大学に設置されているものを含む）
- ・ 2007年度以前に私立大学において取得した資産（2008年度以降の資産の帰属に関する特別約款のない契約により取得したもの）

これらの取り扱いは「委託業務事務処理マニュアル」や「NEDO のHP、資産・知財のページ」<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html> を確認いただくか、プロジェクト担当部までお問い合わせください。

2. 資産管理の注意点

（1）目的外使用について

NEDO 委託業務を実施している期間は、原則として取得した資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。委託業務以外の目的に使用するには、業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第4項ただし書（地方独立行政法人は、業務委託契約約款第20条第5項ただし書き）に基づく NEDO の事前承認が必要となります。ただし、以下の基準を満たす場合には、NEDO が包括的に事前承認を与えたものとみなし、当該委託業務以外の研究や教育活動などに使用することができます。

- ・ 当該委託業務の推進に支障がないこと。
- ・ 使用目的は、収益事業ではないこと。
- ・ 資産の使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とすること。
- ・ NEDO が当該委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。

（2）善管注意義務

大学・国立研究開発法人等は、業務委託契約に基づき善良な管理者の注意をもって資産の管理を行わなければなりません（業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第2項）。資産に事故等が発生した際には、大学・国立研究開発法人等が復旧することになります。

(3) 資産の表示

大学・国立研究開発法人等は、取得財産について標示票（様式は問いません。）を貼付し他の財産と区分して、管理して下さい（業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第3項）。

- ・ 所有権が NEDO に帰属するものは NEDO のウェブサイトを参照してください
（トップページ>委託・助成事業者の方へ>委託事業の手続き>
資産・知財/<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>）

3. 知的財産権について

(1) 日本版バイ・ドール条項

- ・ NEDO では、委託先における研究開発のインセンティブや成果意欲を高め、開発成果を効果的に社会還元するとの狙いから「日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第19条）」を適用し、原則として以下の条件を約定することにより、当該委託研究に係る知的財産権は、委託元である NEDO に譲り渡すことなく、委託先に帰属することにしてあります（業務委託契約約款（以下「約款」という。）第31条）。

- ① 委託研究に係る知的財産権の出願、申請等の手続を行った場合、NEDO に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で NEDO に実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間利用していない場合、国の要請に応じて、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定・移転（以下「移転等」という。）の承諾をしようとする場合、NEDO の事前承認を得ること（2009年度以降の新規契約に係る成果から適用）。
- ⑤ NEDO が実施する利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること（2011年度以降の新規契約に係る成果から適用）。

- ・ 約款では、これら知的財産権について、受ける権利の発生、権利の取得、権利の利活用に関し、NEDO に報告するよう規定しています（約款第24条、第29条、第32条、第33条及び第34条）。

(2) 移転又は専用実施権設定等時の事前承認

- ・2009年度以降の新規契約に係る成果の知的財産権（ノウハウを除く。）について移転等をするときは、以下の場合を除き、事前に NEDO の承認が必要になります（約款第31条の3）。

- ①合併・分割（一般承継）による場合*1
- ②株式会社が親会社・子会社に移転等する場合*1
- ③技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者（承認 TLO）又は認定事業者（認定 TLO）に移転等する場合
- ④技術研究組合が組合員に移転等する場合

*1:2014年7月16日以降の公募案件は特別約款により、2015年度新規契約については2015年3月18日改正の約款により(2015年11月14日契約分まで)、SIP(戦略イノベーション創造プログラム)における2014年7月16日以降の契約は特別約款により、事前承認が必要です。

- ・事前承認の対象となる知的財産権として、例えば特許権のほか特許を受ける権利も含まれます。したがって、出願前の移転（プロジェクト参加者間での移転や持分の一部譲渡を含む。）も事前承認の対象となります。
- ・移転等をする場合、約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう移転等先に約定させてください（約款第31条第5項）。
- ・上記①～④の事前承認が不要の場合であっても、知的財産権移転等届出書を事前に NEDO に提出する必要があります(約款第31条の4第1項) (2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用)。

(3) 国等の委託による研究成果に係る出願である旨の記載

- ・国内の特許出願等の願書及び PCT 国内書面には、国等の委託による研究成果に係る出願である旨を記載してください（約款第32条第2項）。

(4) 知的財産権放棄の届出（2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用）

- ・知的財産権（特許権等登録が行われたもの）を放棄する場合は、当該知的財産権の放棄を行う前に、知的財産権放棄届出書を NEDO に提出する必要があります（約款第31条の5）。

(5) 封印申請書の提出

- ・業務委託契約締結以前に保有している重要技術情報については必要に応じて封印申請書（約款第30条）を提出してください。なお、封印申請書は NEDO に成果報告書が受領されるまでは保管が必要です。

(6) 知的財産権に関する通知及び届出の Web システムを用いた提出

※2019年9月に予定している新システムの稼働後の新運用については、準備が整い次第説明会やホームページ掲載を通してご案内していきます。

- ・ 約款の規定に基づき書面により NEDO に提出することとされている以下の知的財産権に関する通知及び届出（以下「通知等」という。）については、Web システムにより提出がすることができます。
 - (a) 産業財産権出願通知書（約款第 3 2 条第 1 項）
 - (b) 産業財産権等出願後状況通知書（約款第 3 3 条）
 - (c) 知的財産権移転通知書（約款第 3 3 条）
 - (d) 知的財産権利用届出書（約款第 3 4 条）上記 (a) ～ (d) 以外の知的財産権に関する申請等は、従来どおり書面により NEDO に提出することになります。
- ・ Web システムを用いて行った通知等については、約款の規定に基づき NEDO に提出したものとみなします。したがって、改めて各書式を用いて NEDO に通知等を行う必要はありません。
- ・ 上記 (a) ～ (d) の通知等を Web システムを用いて行わない場合は、それぞれ書式 X III-1 (P. 1 6 7)、書式 X III-2 (P. 1 6 9)、書式 X III-3 (P. 1 7 1)、書式 X III-4 (P. 1 7 3) を用いて、NEDO プロジェクト担当部長宛提出することができます。
- ・ 通知等の Web システムを用いて行う提出は、NEDO ウェブサイトの以下のページから、知財提出用ページにアクセスして行います。
トップページ>NEDOの事業・支援制度をご利用の方>委託事業の手続き>資産・知財>知的財産権関係 2. 知的財産権に関する手続き等のご案内>知的財産権に関する通知及び届出の Web システムを用いた提出について
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/chizai_tsuuchi.html
- ・ 詳細な手続方法については、上記「知的財産権に関する通知及び届出の Web システムを用いた提出について」ページにある、マニュアル（知的財産権に関する通知及び届出の Web システムを用いた提出について）を参照してください。

(7) 補足

- ・ (1) ①に記載のとおり、委託研究に係る知的財産権は、NEDO に報告することにより、委託先に帰属することとなるので、適切に報告ができる体制を整備したうえで、漏れのないように報告してください。
- ・ 各種届出書等の記載方法については NEDO のウェブサイトを参照してください。
(トップページ>委託・助成事業者の方へ>委託事業の手続き>
資産・知財/<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>)

＜知的財産権の取得等に関する報告一覧＞

知的財産権 タイミング	特許権 実用新案権 意匠権 育成者権	回路配置 利用権	著作権 (成果報告書等を 除く著作権)	ノウハウ
成果報告書提出				NEDO と委託先が協議の上 NEDO が指定したものを提出(約款第29条)
出願 (PCT 国内移行書面の提出を含む)	産業財産権出願通知書書式XⅢ-1 (P. 167) の提出(約款第32条第1項により60日*2以内)			
登録 (著作権は登録時または権利行使・利用許諾時)	産業財産権等出願後状況通知書書式XⅢ-2 (P. 169) の提出(約款第33条第1項により特許公報等発行の日から60日*2以内)		産業財産権等出願後状況通知書書式XⅢ-2 (P. 169) の提出(約款第33条第2項により速やかに)	
権利移転時	知的財産権移転承認申請書による NEDO の事前承認(ノウハウを除く)*3又は知的財産権移転等届出書*4提出及び知的財産権移転通知書書式XⅢ-3 (P. 171) の提出(約款第33条第3項により遅滞なく)			
実施又は実施許諾	知的財産権利用届出書書式XⅢ-4 (P. 173) を提出(約款第34条第1項により遅滞なく) ※専用実施権、専用利用権の設定をする場合は、専用実施権等設定承認申請書による NEDO の事前承認が必要(著作権及びノウハウを除く)			

* 2 : 外国出願、登録の場合は90日以内

* 3 : 2009年度以降の新規契約に係る成果から適用

* 4 : 2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用

産業財産権出願通知書及び産業財産権等出願後状況通知書の記載事項に関するチェックリストを作成いたしました。NEDO ウェブサイトからダウンロードできます。

【参照】

トップページ>委託・助成事業者の方へ>委託、助成・補助事業の手続き>資産・知財

出願及び登録時、出願番号、登録番号等を確認するため、例えば出願プルーフ、特許証、特許公報、登録済通知書等のエビデンスを添付してください。

年 月 日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)

(法人名等)

(役職名 氏名)

⑩

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1. 出願国
2. 出願に係る産業財産権の種類
3. 発明等の名称
4. 出願年月日
5. 出願番号
6. 出願人名
7. 代理人
8. 優先権主張
9. 出願前の移転
10. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

備考：用紙の寸法は、日本工業規格A列4とし、左とじとすること。

「産業財産権出願通知書」記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「出願国」の欄には、受託者が出願若しくはPCT国内書面を提出した若しくは意匠の国際出願の国際公表後に国内手続を開始した指定締約国の国名又は機関名（国コードでも可。以下同じ。）を記載すること。
なお、PCT国際出願である場合は、PCT（全指定）、PCT（日本国以外指定）のように記載すること。また、意匠の国際出願である場合は、WIPO国際事務局と記載すること。
3. 「出願に係る産業財産権の種類」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は育成者権の別を記載すること。
4. 「発明等の名称」の欄には、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称を記載すること。
5. 「出願年月日」の欄には、出願年月日又は申請年月日を記載すること。
なお、PCT国内書面の提出である場合は、国際出願年月日及び国内移行年月日を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものである場合は、国際出願日を記載すること。さらに、分割出願である場合は、分割出願提出年月日及び原出願年月日を記載すること（変更出願も同様とする。）。)
6. 「出願番号」の欄には、出願番号又は受付番号（意匠の国際出願の場合は参照番号）を記載すること。
なお、PCT国内書面の提出である場合は、国内出願番号及び国際出願番号を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものであって国内出願番号が付与されたものである場合は、国内出願番号及び国際出願時の参照番号を記載すること。さらに、分割出願である場合は、出願番号及び原出願番号を記載すること（変更出願も同様とする。）。)
7. 「出願人名」の欄には、出願人全員の名称又は氏名を記載すること。また、外国籍である場合は出願人名の次に（ ）で国名を記載すること。
8. 「優先権主張」の欄には、次の(1)から(4)までの事項を記載すること（優先権主張が複数あるときは、すべて記載すること。）。
 - (1) 「パリ条約による優先権等の主張」、「先の出願に基づく優先権主張」、「種苗法第11条の優先権主張」のいずれかを記載すること。（優先権主張がない場合は「なし」と記載すること。)
 - (2) 優先権主張の基礎となる出願国名を記載する。（先の出願に基づく優先権主張（国内優先権主張）の場合は省略する。)
 - (3) 優先権主張の基礎となる出願番号を記載する。
 - (4) 優先権主張の基礎となる出願の出願年月日を記載する。
9. 出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称又は氏名を記載すること。
なお、2009年度以降の新規契約に係る成果であって当機構の事前承認が必要である移転の場合は、当機構の移転承認書の写しを添付しなければならない。
10. 添付書類として、例えば、次のような書類を提出すること。
 - (1) 国内出願である場合は、出願プルーフの願書及び明細書の発明の名称の写し。
 - (2) PCT国際出願である場合は、願書及び受領書の写し。
 - (3) PCT日本国内書面の提出である場合は、国内書面、出願番号通知及び国際公開公報の写し。
 - (4) 外国出願（PCT国際出願の日本国以外の国内書面の提出及び意匠の国際出願で指定締約国において手続を開始したものを含む。）である場合は、約款第3条第1項に記載されている項目が確認できる書類等の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は和訳文を提出する。

年 月 日

産業財産権等出願後状況通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)

(法人名等)

(役職名 氏名)

⑩

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る産業財産権の出願後の状況について、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願番号
4. 出願後の状況
 - (1) 登録年月日
 - (2) 登録番号
 - (3) 登録国名
 - (4) 権利者名
5. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

備考：用紙の寸法は、日本工業規格A列4とし、左とじとすること。

「産業財産権出願後状況通知書」記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「産業財産権の種類」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権の別を記載すること。
3. 「発明等の名称」の欄には、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称、著作権は著作物の題号又はプログラム等の名称を記載すること。
4. 「出願番号」の欄には、当該出願番号又は受付番号（意匠の国際出願の場合は参照番号）を記載すること。（著作権は記載不要。）
5. 「出願後の状況」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権に係る出願又は申請が設定登録又は品種登録された場合は、「出願後の状況」の欄に「登録」と記載するとともに、当該登録年月日、登録番号（意匠の国際出願の場合は国際登録番号も記載）、登録国（国コードでも可。以下同じ。）、権利者名（権利者が外国籍である場合は、権利者名の次に（ ）で国名を記載すること。）を記載すること。また、著作権は、著作権の登録を行っている場合は登録番号を、登録を行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載するとともに、創作又は公表年月日、著作者の氏名又は名称を記載すること。
なお、登録以外の状況（移転を除く。）を通知（報告）する場合には、「出願後の状況」の欄に当該処分の内容（例えば、放棄、取下、等）を記載するとともに、当該処分年月日を記載すること。
6. 「添付書類」として、例えば、次のような書類を提出すること。
 - (1) 国内登録である場合は、当該特許公報の書誌的事項（公報1頁及び最終頁）の写し、特許証の写し、特許原簿の写し（特許情報プラットフォーム）の登録情報を含む。）のいずれか一つ。
 - (2) 外国登録である場合は、約款第33条第1項に記載されている項目が確認できる書類又はWEBサイト上の情報の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は和訳文を提出する。
 - (3) 回路配置利用権又は育成者権である場合は、設定登録又は品種登録に関する公示の写し。

年 月 日

知的財産権移転通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)

(法人名等)

(役職名 氏名)

印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る知的財産権の移転を行ったので、業務委託契約約款第 3 3 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転した知的財産権

知的財産権の種類、知的財産権の 番号及び発明等の名称	移転元の住所・名称	移転先の住所・名称

2. 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- (1) 約款第 3 1 条の 3 の規定に基づき、甲の承認を受けたため
- (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
- ア 子会社又は親会社への移転であるため
- イ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
- ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- エ 合併又は分割による移転であるため
- オ 2 0 0 8 年度以前の業務委託契約に基づくため

3. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うに当たり、同約款第 3 1 条から第 3 4 条までの規定の適用に支障を与えないよう約定させました。

4. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

備考：用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 とし、左とじとすること。

「知的財産権移転通知書」 記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「知的財産権の種類」については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権の別を記載すること。
3. 「知的財産権の番号」については、登録番号を記載すること。ただし、権利が設定登録前である場合には出願番号を記載すること。著作権については、著作権の登録を行っている場合は登録番号を、登録を行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。
なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記すること。
4. 「発明等の名称」については、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称、著作権は著作物の題号又はプログラム等の名称を記載すること。
5. 移転した知的財産権が複数ある場合には、「1. 移転した知的財産権」を別紙にまとめて記載することができる。
6. 添付書類として、以下の（1）及び（2）の書類を提出すること。
 - （1）約款第31条の3第1項の規定に基づく甲の承認書の写し（承認が不要である場合を除く）。
 - （2）例えば、移転登録申請書、出願名義変更届、登録済通知等の当該移転の事実が確認できる書類又は特許情報プラットフォームの登録情報等のWEBサイト上の情報の写しを提出する。
7. 出願前の移転であって、当機構の移転承認を受けた後に当該移転を通知する場合又は当機構の移転承認を不要とするものであって当該移転を通知する場合は、様式14の産業財産権出願通知書の提出をもって本通知書の提出に替えることができる。

年 月 日

知的財産権利用届出書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

〇〇〇部長 殿

(プロジェクト担当部長)

(住所)

(法人名等)

(役職名 氏名)

⑩

知的財産権の利用を下記のとおり行いましたので、業務委託契約約款第34条の規定により届け出ます。

記

1. 利用した知的財産権

知的財産権の種類(注 ¹) 及び番号(注 ²)	知的財産権の名称(注 ³)

2. 利用(第三者は利用許諾した場合)

自己・第三者(注 ⁴)

契約管理番号

〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

XIII

備考: 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とし、左とじとすること。

「知的財産権利用届出書」記載要領

- (注¹) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。
- (注²) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。
- (注³) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
- (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
- (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
- (4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称
- 該当する（1）～（4）の事項を記載する。
- (注⁴) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。